

## 関市公共施設等総合管理計画策定調整会議設置要綱（平成 27 年 4 月 10 日決裁）

### （設置）

第 1 条 厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置を実現する関市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定するため、関市公共施設等総合管理計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公共施設等 市が所有するすべての施設にあつて、建築物及び道路、橋りょう、上下水道等その他の工作物をいう。
- （2） 公共施設等の最適な配置 公共施設等の適正な配置及び効率的な管理運営をいう。

### （所掌事項）

第 3 条 調整会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- （1） 総合管理計画の策定に関すること。
- （2） その他総合管理計画に関すること。

### （主宰及び組織）

第 4 条 調整会議の構成員は、別表 1 に掲げる職にある者を充てる。

- 2 調整会議は、市長公室長が必要に応じて招集し、その運営に当たる。ただし、市長公室長に事故があるときは、企画部長がその職務を代理する。
- 3 構成員の任期は、総合管理計画の策定が終了するまでの間とする。
- 4 市長公室長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

### （会議の公開）

第 5 条 調整会議は、原則として非公開とする。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、市長公室秘書広報課経営戦略室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

職 名
市長公室長
企画部長
総務部長
経済部長
建設部長
水道部長
教育委員会事務局長
企画政策課長
財政課長
農務課長
林業振興課長
都市計画課長
土木課長
都市整備課長
下水道課長
水道課長